

「債権を保全する」とは

さまざまな分野で、いわゆるビッグバンがすすめられている。

そのひとつである金融ビッグバンにより、金融それ自体が大きく変化しているが、変化しそにもないものもある。たとえば、債権保全である。

現在では、どのような債権にしる、回収を確保するために債権を保全しておくことは、常識と考えられている。与信を主要な業務のひとつとする金融機関ではましてそうであり、新任の貸出担当者は、まず債権を保全する方法つまり担保や保証について、厳しく教育される。その考え方は、最悪の事態つまり貸し倒れに備えることであり、より正確には貸し倒れが生じたとしても債権が回収できるようにすることである。

確かに、貸倒債権を回収することは難しく、多くのエネルギーとノウ・ハウが必要である。現時点で組織として債権回収ノウハウを最も備えているといわれる組織のひとつは、旧住管機構、現在の整理回収機構であろう。旧住専7社から政府が回収不能とした債権をも含めて引き受け、その回収に努めている機関であるという性格上、当然のことかもしれない。

整理回収機構の中坊前社長が最近出版された本によれば、債権の回収は手順が重要であるという。その手順を引用すれば、「まず債務者の状況を調べ、弱点をつかむ そのうえで「生かし」て取るか、「殺し」てとるか、基本的な方針をたてる そして、どれだけ取るのか目標回収額を決め、それに基づいて回収計画をつくり、具体的な実行に移る」。この表現だけをみると大変厳しいという印象をうける。しかし、「末野興産・・・のように・・・借りたら返すな」という債務者や資産の隠匿をはかるような者を相手にするのであってみれば、手順の間違いは回収額そのものに影響するという。このような悪質な業者に対する回収の考え方は、おのずと厳しいものになるのであろう。

ところで、手順に従っていればそれでよいのであろうか。氏が強調するのは決して手順だけではなく、回収の目的、ひいては組織の目的が重要であるという。とすれば手順は目的に即して考えなければならない、つまり回収の手順は、債務者の事情を十分に理解した上で、決められるということであろう。

そもそも債権を保全する目的は何であろうか。一次的には回収という経済的目的であろう。しかし、「貸出金の」保全であれば、貸し出した理由がより大きな目的といえるかもしれない。というのは、借入金の返済ができないということは、借入者が借入目的を達成できなかったことを意味するからである。

とすれば、組合員個人を対象とする金融を行う農協金融は、他の金融機関にもまして、借入目的の達成度合いを意識する必要があるのではないだろうか。ただし、保全という手順が無視されることがあってはならないことはいまでもない。

今回は、二つのビッグバンが農協金融に与える影響を取り上げた。